

目次

教育長訓令

○北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成28年2月16日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	事務生	靴	1	1年
		エプロン	1	1年
		作業白衣	1	2年

を	事務生	靴又はサンダルシューズ	1	1年
		エプロン	1	1年
		作業白衣	1	2年

サンダルシューズは、耐用年数を2年とする。	に、	栄養教諭及び学校栄養職員	白	2
			調理帽	2
			ゴム長靴又は運動靴	2

1年 1年 2年	を	栄養教諭及び学校栄養職員	白	衣
			調理帽	
			ゴム長靴又は短靴	

2 2 2	1年 1年 2年	に、	調理員	調
				調
				ゴム運調理サンダエプ

理 帽	2	1年	
理 衣	2	1年	
長靴又は 動 靴	2	1年	
ズボン	2	1年	
ルシューズ	1	1年	
ロ ン	3	3年	

を

調理員

調 理 帽	2	1年	
調 理 衣	2	1年	
ゴム長靴又は 短 靴	2	1年	
調 理 ズボン	2	1年	
サンダルシューズ	1	1年	
エ プ ロ ン	3	3年	

に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成28年4月1日から施行する。